

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の5第2項	青年等就農計画の認定の取消	農政課 産業振興課

1 処分基準は、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第7の7に定めるものとする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。